

平成 27 年 9 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 27 年 9 月 28 日 (月) 開会 16 時 37 分
閉会 18 時 20 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員 福島 知克 教育委員長
小野 和枝 教育委員 (委員長職務代理者)
明石 光伸 教育委員
高橋 護 教育委員
寺岡 悌二 教育長
議事録署名委員 小野 和枝 教育委員

教育庁 湊 博秋 教育参事
重岡 秀徳 教育次長兼教育総務課長
篠田 誠 学校教育課長
永野 康洋 生涯学習課長
溝部 敏郎 スポーツ健康課長
大鳥 悦子 学校教育課参事
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長
赤峰 三代子 生涯学習課参事
中山 啓 スポーツ健康課参事兼健康教育係長
三木 武夫 別府商業高等学校事務長
平岡 美佐子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
三宅 達也 教育総務課課長補佐兼教育企画係長
志賀 貴代美 教育総務課主幹兼指導主事
大嶋 健司 教育総務課主任

傍聴人 0 名

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 別府市立山の手中学校・浜脇中学校の統合について【議第 57 号】
第 3 平成 27 年度「21 世紀を担う別府っ子表彰」について【議第 58 号】
第 4 別府市公民館条例の一部改正について【議第 59 号】
第 5 別府市公民館使用料の額を決める規則の一部改正について【議第 60 号】
第 6 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について【議第 61 号】
第 7 別府市市民会館使用料の額を決める規則の一部改正について【議第 62 号】
第 8 別府市教育委員の辞職につき教育委員会の同意を求めることについて【議第 63 号】

報告事項 (1) 平成 27 年第 3 回市議会定例会について【報告第 16 号】
(2) 平成 27 年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者について【報告第 17 号】

- その他 (1) 第 67 回大分県民体育大会の結果報告について
(2) 第 23 回別府市生涯学習フェスティバル開催について
(3) 10 月定例教育委員会及び臨時教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

福島委員長 では、ただいまより平成 27 年 9 月の定例教育委員会を開催いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

福島委員長 議事日程第 1、議事録署名委員の指名について、今回は小野和枝委員にお願いします。

◎ 別府市立山の手中学校・浜脇中学校の統合について

福島委員長 議事日程第 2、議第 57 号 別府市立山の手中学校・浜脇中学校の統合について、事務局からお願いします。

教育次長 議第 57 号 別府市立山の手中学校・浜脇中学校の統合について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 3 条の規定により議決を求めるものでございます。

それでは、お手元の資料 2 ページをお願いいたします。1 校区と時期でございしますが、これについては平成 24 年 3 月に、校区については議決をいただき、時期については統合小学校開校の 2 年後を目指すということで議決をいただいたところでございますが、これまでの工事の進捗状況及び今後の見通しの中で、平成 33 年度の開校を目指すということで、この部分について新たに議決をお願いしたいと思います。なお、2 開校に向けた年次計画では、大まかでございますが業務内容を示しております。これらの業務を経由して、平成 33 年度の開校を目指したいと考えておりますのでお願いいたします。

福島委員長 皆さん、何かご意見等ありましたら、お願いします。
今のところ、平成 33 年度開校を目指すということは、平成 34 年 4 月からですか、それとも平成 33 年 4 月からですか。

教育次長 平成 33 年です。

福島委員長 他にご意見等ございませんか。
では、議事日程第2について議決したいと思いますのですが、よろしいですか。

※全会一致で議決

福島委員長 議第57号は議決いたしました。

◎ 平成27年度「21世紀を担う別府っ子表彰」について

福島委員長 議事日程第3、議第58号 平成27年度「21世紀を担う別府っ子表彰」についてお願いします。

生涯学習課長 議第58号 平成27年度「21世紀を担う別府っ子表彰」については、別府市教育委員会所管事務委任規則第3条の規定により議決を求めるものでございます。

それでは、4ページをご覧いただきたいと思います。今年の「21世紀を担う別府っ子表彰」でございますが、推薦の状況についてです。青少年の部個人では浜脇中学校の日名子裕次郎氏、明豊高等学校の藤澤正樹氏、それから青少年の部団体では中部中学校生徒会整美委員会、別府商業高等学校吹奏楽部、別府青山高等学校吹奏楽部、別府溝部学園高等学校ボランティア部、指導者の部個人でございますが、宮崎勝義氏、藤本八重子氏、加藤栄氏、指導者の部団体では中島町自主防犯パトロール隊、以上個人5名、団体5団体の推薦が挙がっております。5ページに表彰式の日程を掲載しております。平成27年11月24日（火）に表彰式を行うようにしておりますが、これは別途ご案内を差し上げたいと思います。それから、功績の内容でございますが、8ページから12ページに掲載しております。日名子氏につきましては、小学校の頃から子ども会、それから中学校のジュニアリーダークラブに入会して、様々な行事にリーダー的な役割を果たしているということで、別府市子ども会育成連合会から推薦が挙がっております。それから藤澤氏ですが、中学校・高等学校とボランティア活動に高い関心を持って、現在インターアクトクラブで街頭募金やイベントの手伝い等を精力的に行っており、また清掃活動も率先して行っているということで、明豊高等学校長から推薦が挙がっております。それから、青少年団体の部でございますが、9ページでございます。中部中学校から推薦が挙がっておりまして、中部中学校生徒会整美委員会でございます。様々な活動として、学校周辺の清掃整美を行っており、特に昨年度からでございますが、境川を守る会や中部中学校おやじの会といった団体と一緒にになりまして、清掃活動等を積極的に取り組んでいるということでございます。それから、別府商業高等学校吹奏楽部でございますが、これは皆様ご存じのとおり以前から別府市の関連行事、あるいは駅のコンサート等で活動を行っているということで、今回学校の方から推薦が挙がっております。10ページでございます。別府青山高等学校吹奏楽部ですが、こちらも以前からまちなかコンサート、それから重度障害者センター文化祭の出演等、様々な地域活動を行っているということで、学校から推薦が挙がっております。そ

れから別府溝部学園高等学校ボランティア部ですが、以前から亀川地区の清掃活動や募金活動に取り組んでいるということで、学校から推薦が挙がっております。それから、11 ページの指導者の部の個人でございますが、宮崎勝義氏は朝日校区青少年育成協議会から推薦が挙がっております。20 年以上、朝日土曜塾で自分の趣味を生かしてボランティア活動を行っているということです。特にこの方は清掃ボランティアが専門でございまして、自分で軽トラックを提供して説明や実践指導を行っております。それから藤本八重子氏でございますが、別府市総合教育センター補導員協議会の補導員として、平成 10 年から長きにわたり活動されているということで、今回同補導員協議会から推薦が出ております。それから加藤栄氏でございますが、朝日校区青少年育成協議会副会長や別府市 PTA 連合会副会長等を歴任されまして、朝日土曜塾と PTA 行事との連携に努め、朝日っ子文化祭を協働で行う事業等にご尽力をいただいているということで、今回朝日小学校長から推薦が挙がっております。12 ページでございます。中島町自主防犯パトロール隊でございますが、長年にわたり西小学校の周辺で防災・防火活動等に当たって、地域のみならず小学校、幼稚園児童の指導・見守りを毎朝行い、また日夜防犯・防火活動を長い間続けているということで、西小学校長から推薦が挙がっております。それから 13、14 ページに「21 世紀を担う別府っ子表彰」の顕彰要領を記載しております。また、15 ページにはこれまでの年度別の被表彰者数を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。以上でございます。

福島委員長 皆様、何かご意見等ありましたらお願いします。

明石委員 僕の記憶では明豊高等学校から毎年挙がっていますよね、インターアクトクラブで。インターアクトクラブというのは、ロータリークラブからいろんなことをするのにお金を出して、こういうことをやってほしいということで、その援助をしているんですよ。インターアクトクラブは、明豊高等学校だけでなく、他の高等学校でもあるはずですよ。だから、今回挙がっているのは全然問題ないですけど、僕が聞きたいのは、どの団体にどのくらい推薦依頼をしたのか、それから 1 回も推薦を挙げていない団体が本当にいないのかどうかです。挙がってくるのをただ待って表彰していただくじゃなくて、こういう表彰をすることによって広げて、盛り上げていくということだから、なるべく多くの人を表彰するようにした方がいいと思うんですよ。一覧表だと、毎年挙がってくる団体がある一方で、1 回も挙がってこない団体が本当にいるのかわからないので、挙がってこない団体があるとしたら、教育委員会としてどういう働きかけをしたのか、またどうやって発掘するかが大事ではないですかね。

生涯学習課長 まずどういう団体に依頼をしたかでございますけれども、私立も含めた市内の小中学校、高等学校、それから支援学校、青少年育成市民会議、別府市子供育成会連合会、別府市社会福祉協議会といった団体には全て出しております。出したところの一覧表がございますので、後でコピーを提出させていただきたいと思います。もう 1 つの、1 回も出してこない団体はないのかでございますが、確かに毎回出してくるところもあれば、出さない傾向があるところもあると思います。今年は担当の方に、例えばボランテ

ィアをしていたら他の学校でも同じようなボランティアをしているのではないかということで、調べるように指示しましたが、今回は日程的にそこまで出来ませんでしたので、来年の課題ということで、広く呼び掛けるような形を取らせていただきたいと思います。以上でございます。

福島委員長 推薦に挙がったら、全て了承ですか。

生涯学習課長 いえ、この場でご審議をしていただきます。

福島委員長 この場には全部出してくるんですか。

生涯学習課長 基本的には全部出させていただきます。

福島委員長 ここで落としていいのかという話になりますけど。

生涯学習課長 若干の疑義があるところにつきましては、できるだけ内容を再度聞いて、修正できるところは随時修正をさせていただきます。

福島委員長 そうすると、事務局は取り次ぐだけになりますけど。

生涯学習課長 基本的には、「21世紀を担う別府っ子表彰」顕彰要領の中に当てはまるかどうかということで、基本的な事項が当てはまっていれば受け付けたいと考えております。

福島委員長 そうしたら、今回はいいにしても、将来何か起こらないですかね。別府はこんなよい表彰をしたのになあということが。

明石委員 それもやっぱり検証しないといけないですね、今まで表彰された人がどうなっているのかについて。

高橋委員 要領の中に、「概ね3年」という数字がありますよね（4.表彰の対象及び表彰基準（1）青少年の部）。これは、中学校3年、高等学校3年ということですよね。タイミングが非常に難しいのではないかなと思います。自分達がこういう発想をして仲間を作って、こういう活動をさせていたっているけど、表彰されるのが3年後だったら、次の代になってしまうような感じがするんですね。だから、そういうところでの要領の見直しというのも考えておかないといけないのではないかなと思います。

生涯学習課長 今のお話で、要領が最初にできた時の趣旨がわからない部分もございましたけれども、「概ね3年」というのは学年の1年、2年、3年が入れ替わったらどこかに入るだろうということだと思いますので、その辺りを整理させていただきます。

明石委員 だから、「児童生徒」となっているので、現役でなければいけないということですよね。高等学校3年間だけだと難しいですね。

小野委員 青少年というのは、何歳から何歳までですか、個人の場合。

明石委員 (上は) 高校生までですね。

生涯学習課長 下は小学校からで、小・中・高が対象です。

明石委員 熱心な校長先生のところは必ず挙がってくる気がしないでもないですね。

生涯学習課長 偏りがないようにしたいと思います。

福島委員長 偏りの問題と、もし推薦された方達に瑕疵があった時に、表彰したのに瑕疵があったとなると、教育委員会は勿論でしょうけど、通した人も推薦した人も責めを負うことになりますので、その辺の責任がきちんと明確化されていないと。その2つですね。今回は無いでしょうけれど、きちんと瑕疵がない人を推薦して(表彰できるように整理した方がいいですね)。

明石委員 特に、指導者の部はもっとたくさんいるんじゃないかと思いますね。

高橋委員 そうですね。

明石委員 10何年も長きにわたり、大変な努力をされているから、もっと早く表彰してあげた方がいいのかなと思います。だから、推薦を待つだけではなく、教育委員会として発掘するというのは難しいですかね。

福島委員長 発掘は難しいでしょうけど、何かあるかを探すことは必要でしょうね。委員の皆さんのご意見を反映して、来年は実施してください。では、議事日程第3、平成27年度「21世紀を担う別府っ子表彰」については、推薦者を議決したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

※全会一致で議決

福島委員長 議第58号は、議決いたしました。

◎ 別府市公民館条例の一部改正について、別府市公民館使用料の額を決める規則の一部改正について

福島委員長 議事日程第4、議第59号 別府市公民館条例の一部改正について、事務局からお願いします。

生涯学習課長 議第59号 別府市公民館条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めるものでございます。

ご説明させていただきます。まず、21、22ページを先にご覧いただきたいと思います。別府市中央公民館のリニューアル工事でございますが、順調

にいきまして、予定通りオープンできるかなと思っております。そこで、工事に伴いまして、部屋の数が若干変わります。条例事項等ではございませんので、我々の方で会議室の名前と、中央公民館部分と市民会館部分に分かれている部分の整理をさせていただきました。21 ページが今までの部屋のレイアウトでございます。少し濃くなっている部分が、いわゆる市民会館部分です。薄く色を付けている部分が、公民館部分でございます。これを見ますと、1階と3階でそれぞれ市民会館部分と公民館部分が混在しておりまして、非常にわかり辛いという指摘もあります。そこで、22 ページをお開けいただきたいと思っております。1階部分については中央公民館部分、2階・3階部分については市民会館部分ということで整理をしたいと考えております。それから、23 ページは市民会館別館でございます。現在は閉じておりますが、この内の2階の第5会議室、第6会議室、第7会議室につきましては市民会館部分でございますが、今度新しくオープンする際には、使用しないということにさせていただきたいと思っております。と申しますのは、この部分の床や壁等が消防法に抵触するというので、現状ではかなりリフォームをしないと使用が出来ないということでございますので、この3室については、当分の間使用を見合わせたいと思っております。ただ、3階のギャラリーについては使用できるということですので、使用していきたいと考えております。17 ページに戻っていただきます。使用料の方ですが、かなり以前から変わっていない状況でございます。リニューアルオープンに際しまして、見直しをさせていただきました。見直しの基本的な方針といたしまして、1年間のコストを時間割で割った分を、さらに各部屋の広さで割ったものを各部屋の使用料といたしました。ただ、個別にしますと細かい端数が出てまいりますので、小さい部屋、中くらいの部屋、大きい部屋という3段階くらいで部屋の使用料を検討しようということにしております。それと、大ホールを除いた会議室、研修室等につきましては、今までは1回につきいくらという金額設定をしていたのですが、1時間につきいくらという設定に変えたいと思っております。そうしますと、例えば今は9時から12時まで、12時から17時まで、17時から22時までの3つに区切っておりますが、どの時間も同じ1時間（毎）の金額にしたいと思っております。どれぐらいにするかでございますけれども、試算をしますと、小さい部屋は1時間あたりの単価が今よりもかなり下がりますが、講座室等の広い部屋では逆にかなり上がります。具体的な内容でございますが、別表の講座室・会議室・研修室・料理室につきましては、これまで「9時から12時まで1回につき864円以内」などと区切っておりましたが、「1時間につき564円以内」と改めさせていただきたいと考えています。それから、オルガンと映写機について、実際にオルガンはございませんし、映写機の持ち込みも現在ございませんので、この部分は削らせていただきます。それから18ページでございますが、料理台について「1台1時間につき54円」という項目を付け加えさせていただきます。新旧対照表を19ページ、20ページに掲載しております。議第59号につきましては、以上のとおりでございます。

福島委員長 何かありましたら、お願いします。

質問ですけど、同じ団体が教室等をしたいということで、例えば9時から10時とか、毎日あるいは毎週ずっと同じ時間帯を取りませんか。

生涯学習課長 今でも定期的な講座をしているところは、例えば第3木曜日の昼からということで、大体年間を通して取っているという事例がございます。

福島委員長 今はですね。だけど、今度新しくなると、殺到した時に困りませんか。いつも同じ曜日の同じ時間帯に同じ人ばかり使っているということで問題になるのを、避けるようにしなくてもいいんですか。

生涯学習課長 今のところ、その辺りは確実と言えないですけども、先日公民館の利用者説明会をさせていただきました。その中で、変わる点と金額が上がる点を含めて、使用に関しては今までどおりということでご説明いたしております。大体が、定期的な使用をされる団体がほとんどかなというふうに考えております。

福島委員長 それを、良しとするわけですね。

生涯学習課長 そうですね、特別何もほかに支障がなければ、先ほど申しました形になるうかと思えます。

福島委員長 今まではいいですけど、今回はきれいになったから使おうと思っても、もう使えない（ということに対しては）。

生涯学習課長 大ホールについては6か月前から、実は10月1日から予約申し込みが始まりますけど、その状況を見ないと、今のところは何とも言えない部分があります。

福島委員長 半年間全部押さえてしまうということになりませんか。

高橋委員 10月で受け付けるのは、4月から使用する分だけですよね。

生涯学習課長 そうです。10月は4月分だけですので、5月からの分は、また11月にアポイントを取ってもらいます。

明石委員 1か月間しか予約を受け付けないわけですね。

生涯学習課長 そうです。

福島委員長 毎月（予約を取りに）行かないといけないんですね。重なったら、抽選になるのですか。

生涯学習課長 早い者勝ちになります。

福島委員長 朝早くから並ぶ人が出るかもしれないですね。

明石委員 （大分市の）コンパルホールは、抽選でしたかね。あそこは、大変なんですよ。

高橋委員 私も1回抽選になったことがあります、別府市中央公民館で。あの抽選の方法はいいと思いますね。

福島委員長 抽選だったら公平ですからね。

高橋委員 公明正大です。

明石委員 抽選が一番いいですね、早い者勝ちというのはちょっと。

生涯学習課長 毎年早い者勝ちで決めておりますが、どこの団体がいつ使うかというのは利用者同士で分かっているところがありますので、飛び込みがない限りはあまり重ならないようになっています。

明石委員 だけど、それは今までのことであって、やっぱり公明正大にきちっと決めておかないと、重なった時に、早い者勝ちですと言ってもいいのかなということなので。

高橋委員 それと、原点と言うのもなんですが、これはやっぱり中央公民館という名称でいくんですか。

明石委員 僕もそれを聞きたかったです。

生涯学習課長 一般的には、中央公民館です。

高橋委員 公民館機能を持たせるということですね。「中央公会堂」ということはないんですか。

福島委員長 昔は、別府市公会堂でしたね。

明石委員 1階は中央公民館、2、3階は市民会館になるから、そこははっきりした方がいいんじゃないですか。折角あれだけのお金をかけて立派に復元・リニューアルするんだから、あれは一「中央公民館」じゃないんですよ。市民全体のものとして考えないと。市民の財産としての位置づけをきちんとされた方がいいと思いますけどね。

福島委員長 名称を変更するとしたら、条例等も手続きも全部変わりますね。「中央公民館」になっている部分が全部変わるわけですから。

明石委員 それこそ市長部局に伺は必要ですけど、教育委員会としては、あれは一「中央公民館」ではないということで話し合ったわけですしね、市民全体にとって。スウェーデンのストックホルム市庁舎を模して、有名な建築士（吉田鉄郎）が造ったわけですからね。

福島委員長 折角元に戻すわけだから、名前も元に戻したらいいかもしれないですね。

高橋委員 工事の看板にも入っていますしね、「市民の財産」と。

- 明石委員** だから、別府市の中央に、公会堂的なものがあるんですよということを、やっぱり示さないと悪いんじゃないですかね。
- 高橋委員** どうしても公民館の行事を入れないといけない関わりがありますからね。「中央公民館」という名前になりますよね。
- 生涯学習課長** (建物) 全体を例えば「公会堂」にして、その中に中央公民館と市民会館があるというやり方も考えられます。
- 福島委員長** 今から変えられるんですか。
- 生涯学習課長** その辺りは、いろいろなところと検討する必要があります。
- 福島委員長** 議事日程第4はペンディング(延期)にして、延ばしても大丈夫ですか。
- 生涯学習課長** まだ大丈夫です。名称の変更に係る部分だけですので、建築関係等とも話し合いをする必要はあります。
- 福島委員長** 看板や印刷物も全部変えるとなると、何百万円の世界ですよ。
- 明石委員** まだ看板は造っていませんよね。どんな看板が付くんですか。
- 生涯学習課長** 以前は小さい標示が付いていましたけれども、それからはまだ造っていないと思います。特にそのための立派な看板を造る予算はついておりませんので、標示する程度の物や印刷物が変わる程度になるかと思います。
- 明石委員** 聞きたいのですが、名称に関する話は、全然出なかったんですか。
- 寺岡教育長** 公会堂という名前は、なかなか使いにくかったみたいです。
- 明石委員** 市民会館という名前は出なかったんですか。
- 生涯学習課長** 今、外部に出すときは併記をして、「別府市中央公民館・市民会館」としてはいますが、一般的には中央公民館という名称で通っています。
- 明石委員** 少なくとも逆にしないと悪いんじゃないですか。「市民会館」があって、その中に中央公民館もありますよ、というのが普通だと思いますけど。
- 生涯学習課長** 全体を「公会堂」として分ける方法はあると思いますけど、公民館と市民会館は根拠法令が全く違います。公民館は公民館法に基づきますが、市民会館は何の法律にも基づいておりませんのでお金を儲けるイベント等の興業も出来ます。その中に中央公民館が入るとするのは難しいですので、建物の中で中央公民館部分と市民会館部分を分ける必要があります。
- 明石委員** だから、1階と2、3階をはっきり分担して分けたんですね。ただ、名称は今のままでは悪いと思います。市民会館の大ホールはお金を取るイベン

トはしていいけど、公民館はそういうことをしてはいけませんから。

生涯学習課長 通常どう呼ぶかという問題は、出てくるかと思います。

福島委員長 「公会堂」と呼ぶ人もいるし、「中央公民館」と呼ぶ人もいるし、「市民会館」と呼ぶ人もいるし、併記して呼ぶ人もいます。

明石委員 地元の人には「中央公民館」と呼んで欲しいでしょうけど、一地区ですからね。別府市民全体のものというのがないといけないんじゃないですかね。

高橋委員 大ホールだけ、「市民会館大ホール」という名称にするとか。

福島委員長 そこは、お金を取って何かをやってもいいんでしょう。

生涯学習課長 大ホールは、可能です。

明石委員 公民館だとおかしいから、やっぱり分けておいた方がいいですね。市民会館の条例については。

生涯学習課長 議第 61 号です。

福島委員長 議事日程第 4、第 5、第 6、第 7 まで関連するようですので、時間があるようならきちんと整理して、次回やり直すようにいたしましょうか。

生涯学習課長 内容につきましては、公民館部分に関連する条例と規則、市民会館部分に関連する条例と規則でそれぞれ出しております。

明石委員 議事日程第 5 は、25 ページに中央公民館の使用料について書かれているようですが。

生涯学習課長 議第 60 号 別府市公民館使用料の額を定める規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。
議第 59 号と同様、使用料についてはそれぞれの部屋毎に決めています。

福島委員長 こちらも、料金が 1 時間おきになったりするわけですね。

生涯学習課長 はい。

高橋委員 これは、市内全域の地区公民館ということですか。

生涯学習課長 はい、中央公民館も含めた全ての地区公民館の使用料についてです。

明石委員 議事日程第 4 と第 5 の金額は、どう違うんですか。

生涯学習課長 別府市公民館条例では、使用料を何円以内というように大まかに規定して

います。そして、別府市公民館使用料の額を定める規則の中で、使用料を細かく規定しています。

高橋委員 つまり、議事日程第4と第5は公民館の部分に関連するのでこのままで通用するからいいと思いますが、29ページ以降の議事日程第6と第7は、市民会館のことなので、また別になっているわけですね。

明石委員 金額だったら、これでいいです。

福島委員長 議事日程第4と第5は、1階の中央公民館も含めた、地区公民館全体に関連することですね。そして、議事日程第6と第7は2、3階の市民会館に関連するということですね。では、議事日程第4と第5について、一部改正については原案どおりで議決し、注釈として、建物の名称については「別府市中央公民館・市民会館」、大ホールは「市民会館大ホール」の名称をそれぞれ明確化し、あとは部屋を取る時、問題が起こった場合は抽選にしてやり直すなどやり方を変えるということも、議事録等で明記するということで、よろしいですか。

※全会一致で議決・了承

福島委員長 議第59号及び議第60号は議決いたしました。

◎ 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、別府市市民会館使用料の額を決める規則の一部改正について

福島委員長 議事日程第6、議第61号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと、議事日程第7、議第62号 別府市市民会館使用料の額を決める規則の一部改正について、よろしくをお願いします。

生涯学習課長 議第61号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議第62号 別府市市民会館使用料の額を決める規則の一部改正については、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、議決を求めるものでございます。

まず、30ページをお願いします。先ほど申しました2、3階部分の市民会館部分の使用料を改正するものでございます。別表中の大ホールについて、先ほども触れましたが、9時から12時まで、12時から17時まで、17時から22時まで、全日の4段階に分けております。公民館部分につきましては先ほどのとおり1時間単位で変更いたしましたけれども、大ホールにつきましてはこの区分のままでいきたいと思っております。ただ、使用料の金額が下の表のとおり変わります。例えば平日の「9時から12時まで1回につき3,240円」が、「9時から12時まで1回につき4,536円」というように値上げをさせていただきたいと考えております。大体1.5倍が目安になるかと思っております。31ページでございます。会議室の方は全く変わり

まして、「1回につき」という分け方をしておりますけれども、「1時間につき270円以内」という金額に変えさせていただきます。市民ギャラリー別府につきましては、金額の変更はございません。それから、コンセントにつきましては、1口につき216円徴収させていただいておりますが、これを「1口1時間につき54円」と改めたいと考えております。それから、大ホールの冷暖房につきましては、1時間単位に変えさせていただきますと思っております。1時間単価に換算しても、今までとほとんど変わらない金額になるかと思えます。32ページでございます。所作台につきましては、今回削除させていただきます。映写機の持ち込み料につきましても、削除させていただきます。それから、大黒幕、引割幕、DLPプロジェクター、DVD/BDデッキ、移動式プロジェクター、移動式スクリーンにつきましては、新たに購入する分もございましてので付け加えさせていただきます。この金額につきましては、他の同じような県内の施設を参考にして、それと同等あるいは若干安い値段で設定をさせていただいております。それから、その下でございますが、使用時間が中途半端な分は、全て1時間単位で切り上げをするということにさせていただいております。33ページから36ページは新旧対照表でございます。

引き続き、別府市市民会館使用料の額を定める規則の一部改正でございます。38ページをご覧くださいと思います。先ほどから説明している内容とほぼ同じでございます。中段の表で「1回につき」としていた区分を、1時間単位に変えさせていただきます。ただ、市民ギャラリーべっぷにつきましては、今までどおり、区分単位で使用料を設定させていただいております。新旧対照表は40ページにございます。以上でございます。

- 福島委員長** 委員の皆様、何かご意見等ありましたら、お願いします。
今度は、真正面からではなく、横から（建物に）入るようになるんですか。
- 生涯学習課長** 正面の大きな階段と、右側のスロープの入口からそれぞれ入れます。
- 明石委員** 市民会館は、正面から入ると。
- 生涯学習課長** どちらの入口からもご利用になれます。1階を利用する方は、大体右側の入口からそのまま入ります。
- 福島委員長** 上からも行けるんですか。
- 生涯学習課長** 正面から入ったら、（内部の）階段で下りることが出来ます。
- 福島委員長** 1回案内してもらいたいですね、ほぼ出来上がったところで。
- 生涯学習課長** ある程度見ることが出来る状況になったら、またご案内をして、内覧的なことを行おうと計画しております。
- 明石委員** 問題は、建物全体の名称をどうするかですね。やっぱり名称をきちんとした方がいいんじゃないですか。揉めるから、名前をつけない方がいいんで

しょうかね。

福島委員長 何でつけなかったんですかね。

寺岡教育長 大分市のホルトホールは、どうなんですか。

生涯学習課長 ホルトホールは、通称名と思います。(※正式名称は、ホルトホール大分)

小野委員 地元の方は分かりますけど、よそからイベントで来た人は、(中央公民館と市民会館が)一緒というのは、わかりにくいと思います。

福島委員長 同じ建物の中で分かれているわけですからね。

明石委員 問題があつて揉めるようなら、ホルトホールみたいに名称を市民から公募をして決めた方がまだいいと思いますね。

教育参事 この件につきましては、市長と話をしまして、1つの建物の中に2つの組織があるわけですが、用途が明確に区分されたので、建物の総称が必要かどうかについて今回教育委員から提案があったということで、協議したいと思います。今回議案を出した生涯学習課からは、中央公民館部分と市民会館部分が混在しているので、わかりやすくしたいという思いで、1階と2、3階にそれぞれ分けるということで、提案させていただきました。

明石委員 そこは本当にわかりやすくなって、物凄くいいと思いますよ。あとは、市民全体の財産として、素晴らしい名前があつてもいいと思いますね。

教育参事 総称を、昔に戻して「別府市公会堂」にするということも、1つの案として考えられますので、検討させていただきたいと思います。

福島委員長 市長に提案してください。
では、議事日程第6と第7について、議決してもよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

福島委員長 議第61号及び議第62号は議決いたしました。

◎ 別府市教育委員の辞職につき教育委員会の同意を求めることについて

福島委員長 議事日程第8、別府市教育委員の辞職につき教育委員会の同意を求めること(議第63号)について、事務局からお願いします。

教育次長 議第63号 別府市教育委員の辞職につき教育委員会の同意を求めることについては、41ページをお願いします。別府市教育委員のうち、教育長 寺岡悌二氏より、平成27年9月25日付け辞職願が提出されましたので、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定により教育委員会の同意を求めます。

辞職年月日は、平成 27 年 9 月 30 日付けになっております。42 ページに辞職願、43 ページに同意書を載せております。以上でございます。

福島委員長 委員の皆様、何かご意見がありましたらお願いします。
よろしいですか。では議事日程第 8 については、議決ということよろしいでしょうか。

※教育長を除く全委員の同意で議決

福島委員長 議第 63 号は原案どおり同意するということで、議決いたしました。

◎ 報告事項（1）

【概要】 ※平成 27 年第 3 回市議会定例会の教育委員会に関連する議案や質問等について、教育参事より市議会の日程及び常任委員会（厚生環境教育委員会）の概要を、各担当課長及び参事より議案質疑並びに一般質問にかかる質疑応答の概要を、それぞれ報告した。また、教育次長兼教育総務課長より、最終日の追加議案で上程された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う新制度の教育長人事について、同法第 4 条第 1 項の規定にかかる議会の同意を得る議決があったことを報告した。

福島委員長 何かご質問等ございましたら、お願いします。
報告事項（1）はよろしいですか。

※全委員了承

◎ 報告事項（2）

福島委員長 次は、報告事項（2）報告第 17 号 平成 27 年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者についてお願いします。

スポーツ健康課長 報告第 17 号 平成 27 年度別府市功労表彰・特別功労表彰候補者について、報告いたします。
それでは、46 ページをお願いいたします。実は、平成 27 年 8 月定例教育委員会終了後に、新たに個人 1 名と 1 団体の推薦が挙がってまいりました。スポーツ健康課の締切は過ぎておりましたが、秘書広報課の締切日には間に合いましたので、事後報告になりますが、よろしく申し上げます。最初に、個人の部では鈴木基史氏で、別府市剣道連盟の指導者として、少年剣士の育成に尽力されています。次に、陸上自衛隊別府 B は、全国自衛隊剣

道大会の団体の部で優勝をしました。事後報告になり、大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。以上でございます。

福島委員長 報告事項（２）については、よろしいですか。

※全委員了承

◎ 閉会

寺岡教育長 一言お礼を申し上げます。この度、平成27年9月30日（水）をもって教育委員を辞することとなりまして、ご同意をいただき、本当にありがとうございました。これまでも福島委員長を中心に、各教育委員の皆様方には叱咤激励とともに支えられ、ご指導をしていただきました。また、平成27年10月1日（木）に人事発令ということでございますけれども、新しい教育委員会制度の基盤作りということについても、またご指導いただきたいと心から願っております。本当にありがとうございました。よろしくお願いいたします。

福島委員長 では、私からも。私も、平成27年9月30日付けで教育委員長についての任を終えることになりまして、本当に皆様ありがとうございました。これからはスピーディーな進捗を、新教育長の下で行っていきたく思いますので、よろしくお願いいたします。
今日の予定された日程は全て終わりました。これをもちまして、平成27年9月の定例教育委員会を閉会いたします。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。